

平成 29 年度

和泉市一般会計等及び公営企業会計

財政健全化審査意見書

和泉市監査委員

古紙配合率 70%・白色度 70%再生紙を使用しています。

100 部作成・1 部当たりの単価約 112 円

和泉監第218号

平成30年8月21日

和泉市長 辻 宏 康 様

和泉市監査委員 露 口 六 彦

和泉市監査委員 松 田 義 人

平成29年度和泉市一般会計等及び公営企業事業会計の
財政健全化審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された平成29年度和泉市健全化判断比率及び和泉市資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおり意見を提出する。

目 次

	頁
○ 一般会計等	
1 審査の対象 -----	1
2 審査の期間 -----	1
3 審査の方法 -----	1
4 審査の結果 -----	1
(1) 総合的意見 -----	1
(2) 個別的意見 -----	2
5 むすび -----	2
○ 公営企業事業会計	
1 審査の対象 -----	3
2 審査の期間 -----	3
3 審査の方法 -----	3
4 審査の結果 -----	3
(1) 総合的意見 -----	3
(2) 個別的意見 -----	3
5 むすび -----	4

平成29年度 和泉市一般会計等財政健全化審査意見書

1. 審査の対象

(1) 実質赤字比率

普通会計に相当する一般会計及び特別会計（以下、「一般会計等」という。）を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率。

(2) 連結実質赤字比率

公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額（資金不足額）の標準財政規模に対する比率。

(3) 実質公債費比率

公営企業の元利償還金に対する繰出金や一部事務組合の元利償還金に対する負担金等を含めた、一般会計等が実質的に負担する公債費の標準財政規模に対する比率。なお、利用する比率は単年度ではなく3ヵ年平均を用いることとされている。

(4) 将来負担比率

一部事務組合等を含めた一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率。

2. 審査の期間

平成30年8月8日から平成30年8月17日まで

3. 審査の方法

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として、関係職員の説明を聴取するなどして審査を実施した。

4. 審査の結果

(1) 総合的意見

審査に付された下記の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

健全化判断比率の推移表

(単位：%)

健全化判断比率 (4指標)	H25	H26	H27	H28	H29	早期健全 化基準	財政再生 基準
実質赤字比率	—	—	—	—	—	11.64	20.00
連結実質赤字比率	—	—	—	—	—	16.64	30.00
実質公債費比率	5.1	6.1	6.7	6.5	6.6	25.0	35.0
将来負担比率	20.7	14.8	0.0	—	—	350.0	

(注) 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」と表示する。

(2) 個別的意見

① 実質赤字比率

平成 29 年度の一般会計等の実質収支が黒字であったため、実質赤字比率は負の値となっている。

前年度と比較すると、一般会計の実質収支が 95,430 千円減少したことにより、前年度のマイナス 0.65% から 0.28 ポイント悪化し、マイナス 0.37% となっている。

② 連結実質赤字比率

平成 29 年度の一般会計等の実質収支は黒字であり、法適用企業である水道事業の資金剰余額は約 15 億円、公共下水道事業の資金剰余額は約 6 千万円で、連結実質赤字比率は負の値となっている。

前年度と比較すると、一般会計等の実質収支額が減少したものの、国民健康保険事業特別会計などの実質収支額や水道事業会計等の資金剰余額が増加したことにより、前年度のマイナス 4.73% から 1.17 ポイント改善し、マイナス 5.90% となっている。

③ 実質公債費比率

平成 29 年度の実質公債費比率は 6.6% であり、早期健全化基準の 25.0% を下回っており良好な状況である。

前年度の 6.5% から 0.1 ポイント悪化しているのは、シティプラザ建設分の交付税算入が終了したことによるものである。

なお、単年度の比率は 28 年度が 6.0%、29 年度が 6.7% で、0.7 ポイント悪化している。

④ 将来負担比率

平成 29 年度の将来負担比率はマイナス 13.3% であり、早期健全化基準の 350.0% を下回っており良好な状況である。

前年度と比較すると、地方債現在高の減少などで将来負担額が縮小したことに加え、充当可能基金が増加したことにより、前年度のマイナス 11.1% から 2.2 ポイント改善している。

5. むすび

各指標の算定結果については、本市においては基準をすべてクリアしており、堅実な財政運営が行われている。

個々にみると、一般会計の実質収支減により実質赤字比率は悪化しているが、水道事業会計の資金剰余額増などにより連結実質赤字比率は前年度に比べ改善されている。

また、実質公債費比率は前年度に比べ悪化しているものの、将来負担比率は改善が見られ良好な状況である。

今後も財政が圧迫されることのないよう、経費の削減に取り組むとともに、計画的かつ効率的な財政運営に努められたい。

平成29年度 公営企業事業会計経営健全化審査意見書

1. 審査の対象

- (1) 資金不足比率
各公営企業における資金不足額を、各事業の規模で除した比率
- (2) 対象となる公営企業
法適用企業……水道事業、公共下水道事業、病院事業
法非適用企業…浄化槽事業

2. 審査の期間

平成30年8月8日から平成30年8月17日まで

3. 審査の方法

審査に付された各公営企業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として、関係職員の説明を聴取するなどして審査を実施した。

4. 審査の結果

- (1) 総合的意見
審査に付された下記の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

資金不足比率の推移表

(単位：%)

事業	H25	H26	H27	H28	H29	経営健全化基準
水道事業	—	—	—	—	—	20.0
公共下水道事業	—	—	—	—	—	20.0
病院事業	—	—	—	—	—	20.0
浄化槽事業			—	—	—	20.0

(注) 資金不足比率が算定されない場合は、「—」と表示する。

(2) 個別的意見

- ① 水道事業（法適用企業）
資金不足額が発生していないことから、資金不足比率についても算定されず、経営健全化基準の20.0%と比較すると良好な状況である。
- ② 公共下水道事業（法適用企業）
資金不足額が発生していないことから、資金不足比率についても算定されず、経営健全化基準の20.0%と比較すると良好な状況である。
- ③ 病院事業（法適用企業）
資金不足額が発生していないことから、資金不足比率についても算定されず、

経営健全化基準の 20.0%と比較すると良好な状況である。

④ 浄化槽事業（法非適用企業）

資金不足額が発生していないことから、資金不足比率についても算定されず、経営健全化基準の 20.0%と比較すると良好な状況である。

5. むすび

すべての事業において資金不足額が発生しておらず、良好な状況である。

今後も経費の削減に取り組むとともに、計画的かつ効率的な財政運営に努められたい。